飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）の概要

農林水産省は、国内で生産される、あるいは海外から輸入される飼料の安全を確保するため、飼料安全法に基づき、各種の規制を実施

特に、

- 残留農薬、かび毒、重金属等、メラミン・シアヌル酸について基準値を設定
- 安全性の確認手続を完了していないGMOの飼料としての、輸入・製造・販売の禁止
- BSEまん延防止に関する飼料規制の実施
- 使用可能な飼料添加物を指定

（1）法の目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与

（2）法規制の対象…全31種類

- 家畜　：牛、馬（食用に供するものに限る）、豚、めん羊、山羊、鹿、、鶏 、うずら、みつばち　　9種
- 養殖水産動物：　ぶり、まだい、ぎんざけなど　23種

（3）安全性の確保に関する規制

- 国が基準及び規格を設定し、これに合致しない飼料等の製造・輸入・販売・使用の禁止、有害物質を含む飼料等の製造・輸入・販売・使用の禁止及び 廃棄命令
- 製造・輸入・販売業者の届出、報告の聴取、立入検査等

（4）品質の改善
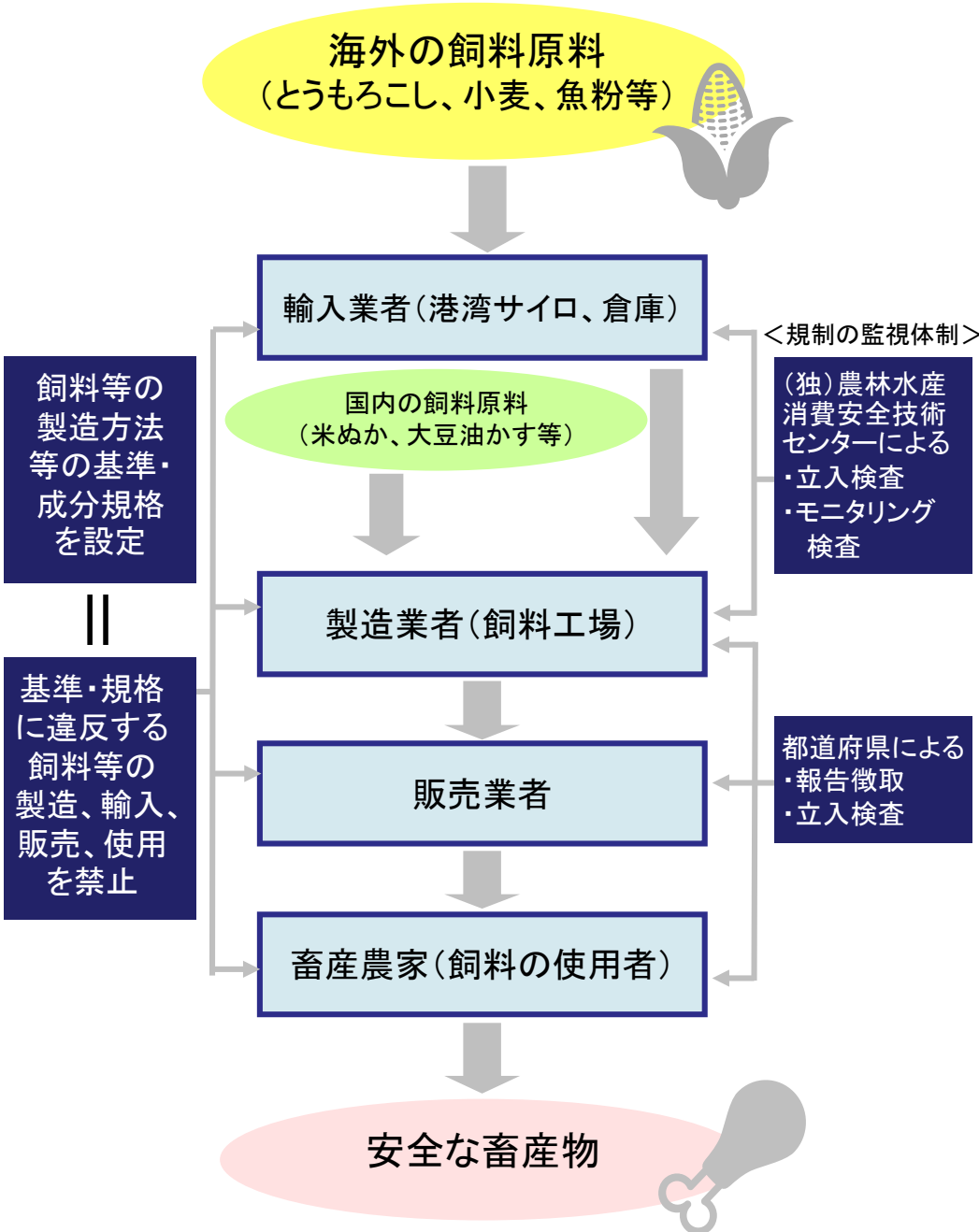
- 公定規格の設定
- 栄養成分量、原材料名等の表示基準の設定
- 表示事項の表示等の指示